

## 第6回半田市議会定例会総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、本日、午前11時から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、第85号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

職員1人当たりの影響額について、今回の改定でどれぐらい平均で上下するのか。とに対し

若年層では千円程度の上乗せ、高年齢層では三、四百円程度の上乗せになり、平均して0.2%の上昇となります。全体を平均しますと、月額五百円程度です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案90号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第91号及び議案92号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

91号について附則で、期末手当の内払いとみなすとあるがどういうことか。とに対し、

改正は4月にさかのぼって適用されますが、お支払した12月分は旧の制度でお支払いしていますので不足する分、100分の5を差額として改めて支給するものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、それぞれ採決した結果、2議案とも、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第93号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

住居手当について、これまで持ち家も対象に支給してきたが、なぜ見直しが必要であったか。とに対し、

愛知県内で、持ち家への支給は半田市のみとなり、国・県から強く指導を受けていることから見直したものです。とのこと。

見直しによる影響について、金額的にどの程度か。とに対し

病院を含めたすべての会計を合わせると、平成28年度決算と比べて1千500万円程度の減額となる見込みです。とのこと。

勤勉手当について、どのような基準で査定を行っているか。とに対し、

人事評価の点数に基づき、結果を反映させて行っています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。